

◆資源管理、漁船漁業等に関する指導

ソデイカ漁業に関する意見交換会

水産海洋技術センター 秋田雄一・城間一仁・善平綾乃
本部駐在 山内 岬・表原 陸
八重山農林水産振興センター 田村 裕・棚原 奎

1 目的

沖縄海区漁業調整委員会では、ソデイカ資源の持続的な利用と同漁業の紛争等の未然防止を目的とし、禁漁期間や漁具に関する委員会指示を発動している。沖縄海区と隣接する奄美大島海区でも、当海区と同様にソデイカ漁業に係る委員会指示を発動しているが、漁期の開始が当海区より1カ月早いため、本県の漁業者の間では、漁期や操業海域に関する不満が生じている。関連して沖縄海区でも奄美大島海区と同じ11月解禁を求める意見がみられているところである。そこで、沖縄海区委員会では水産海洋技術センター海洋資源養殖班（以下研究班）、普及班と共同で、各地域で現行の12月解禁を継続していくことの必要性を漁業者に対して説明する会議を設けることとなった。

普及班では、各地域での説明会開催にあたって、漁協等との日程や会場の調整、参加者名簿、議事録の作成などを分担し、全県的な漁業者への周知について支援することを目的とした。

2 方法

令和6年（2024年）8月～10月に、沖縄本島南部、中部、北部、八重山の各地域で、漁業者を対象とした説明会を開催した。またソデイカを漁業者から相対で買取している業者等を対象にした説明会を、10月に開催した。

3 結果と考察

令和6年度（2024年度）に実施した説明会の概要について表1に整理した。

説明会では、海洋資源養殖班から、ソデイカの資源動向と資源管理の必要性についてパワーポイント及び印刷資料を用いて説明した。また、海区漁業調整委員会事務局よりソデイカ漁業管理の方向性について説明した。

漁業者を対象とした説明会では、いずれの会場からも奄美大島海区と漁期が異なっていることに対する不満の意見が挙がり、同じ資源を利用しているのであれば、漁期を同じとすべきであるという指摘が多く挙げられた。また、多くの開催会場では11月を禁漁とすることに理解・賛同の意見が挙げられたが一部の会場では、禁漁について理解するものの、自身らが奄美大島海域で操業することを正当化する意見も挙げられた。

流通業者を対象とした説明会においてはソデイカを加工流通させる上で、小型のソデイカは歩留まりが悪いことから、小型個体が多く漁獲される11月を禁漁とすることに賛同する意見が挙げられた。

今年度実施した説明会では、県内でソデイカ漁業に従事する多くの漁業者に資源管理の意義や必要性を周知することができ、非常に効果的であったと考えられる。

また、海洋資源養殖班による研究成果を水産課漁業管理班が漁業のルールとして実装

していく過程において、普及班では、漁業者や漁協、流通業者といったステークホルダーとの調整を取り持つことができた。海区漁業調整委員会における協議によって、漁業秩序が維持されるソデイカ漁業は、境界線のない海で起こる利害対立の構図に発展しやすく、公正かつ科学的な調整に基づいた議論が必要不可欠である。

今回の対応を通じて、研究・行政・普及が

連携した取組を進めることにより、現行規制継続の必要性や残された課題への理解を漁業現場と共有することができたことは大きな成果である。引き続き、ソデイカ資源の持続性を守りつつ、漁業活動の維持発展を支える活動として連携のさらなる活発化が求められている。

表 1 令和 6 年度に説明会を実施した日時と場所・対象及び概要

開催日時	場所	対象漁協等	概要
令和 6 年 8 月 20 日	那覇市沿岸漁協	那覇市沿岸漁協、那覇地区漁協、近海鮪漁協、浦添宜野湾漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計 19 名、県関係 5 名 参加者からは、沖縄海区も奄美大島海区も同じように 11 月禁漁とすべきという意見が挙げられた。他にも、沖縄海区と奄美大島海区の境界や、2 種船により 100 海里を超えた範囲で操業することなど、海区委員指示の適用範囲に関する質問や意見が多く挙げられた（図 1）。
令和 6 年 8 月 20 日	八重山漁協	八重山漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計 15 名、県関係 3 名 参加者からは、奄美大島海区におけるソデイカの操業ルール（漁期や延縄の禁止）について質問があったほか、沖縄海区における届出制や承認制といったインプットコントロールの検討状況（制定までのスケジュール感）に関する質問が挙げられた。
令和 6 年 8 月 20 日	名護漁協	名護漁協、今帰仁漁協、読谷村漁協、国頭漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計 18 名、県関係 5 名 参加者からは、奄美大島海区で沖縄の漁船も 11 月から操業できるのか、といった質問や、県外におけるソ

			デйка漁船の隻数動向について質問が挙げられた。他にも、届出制や承認制の検討状況や、移行した場合の事務局（漁協）の事務負担増を懸念する意見も挙げられていた。
令和6年 8月21日	伊江漁協	伊江漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計18名、県関係5名 参加者からは、奄美大島海区と漁期を合わせるべきという意見が多く挙げられたほか、罰則や実効的な取り締まりの強化を求める意見が挙げられた（図2）。
令和6年 8月22日	知念漁協	知念漁協、佐敷中城漁協、与那原西原町漁協、港川漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計31名、県関係5名 参加者からは、11月禁漁の意義については理解を示すものの、奄美側にも同じルールに従ってほしいという要望が聞かれた。11月に奄美で操業する漁業者からは、自らの主張を正当化する意見が挙がるなど、他地域での説明会とは異質な感覚を持っている漁業者がいる感触であった。
令和6年 10月17日	糸満漁協	糸満漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計18名、県関係5名 資源管理の有効性、特に11月禁漁については、一定の理解が得られている感触であったが、11月に沖縄から出漁する漁業者や、奄美大島海区の漁業者に対しても同様のルールを徹底してほしいという意見が挙げられた。また、ルールを守らない漁業者がいるのは、罰則規定がないことに起因するという強い不満の意見が挙げられた。
令和6年 10月18日	イマイユ市場	流通関係業者	参加人数：漁業者及び漁協関係者計28名、県関係5名

			県内でソデイカを買い付けている業者8社のうち、6社（2社が欠席）に対してソデイカの資源管理の必要性について説明し、漁業管理に関する県の考え方を示すことができた。現在沖縄海区において、11月を禁漁としていることについては、流通業者からの反発等はなく、一定の理解を得ていることが分かった。小型のソデイカを扱うことについて、流通業者としては歩留まりが悪く、できれば7上以上のサイズを扱いたい、という共通の認識はあるものの、それ以下のサイズについても付加価値を高めて活用することは可能であり、業者側で取り扱いサイズの下限を定めるような自主規制の検討は難しいと考えられた。11月に奄美海区で漁獲されたソデイカに関して、流通業者としては年末までの消費者需要に対応するために、一定の需要があることが分かった。現在最も懸案となっている、11月に奄美で漁獲されたイカが沖縄側の禁漁期間中に県内で出回ることについて、業者側から業界側での自主規制について言及する意見があり、今後検討・提案の余地があることが示唆された。
令和6年 10月29日	浦添宜野湾漁協	浦添宜野湾漁協	参加人数：漁業者及び漁協関係者計24名、県関係3名 現在沖縄海区において11月を禁漁としていることの意義については一定の理解を得た。一方で、他漁協の漁業者が11月に奄美での操業を公言していることに同調して、11月から出漁することを検討している漁業者

			がいるようであった。また、奄美海区と漁期が異なること、沖縄県漁船の一部が11月に奄美で操業することに対する不満の意見が多く挙げられた。旗数制限違反に対して、罰則の強化を求める意見が多く挙げられた。資源管理の研究成果については、会の終了後に漁業者からも質問があり、関心が高かった。
--	--	--	--



図1 那覇市沿岸漁協における説明会の様子



図2 伊江漁協における説明会の様子